


死亡届 兼 相続についてのお伺い 兼 残高証明書等発行依頼書（相続用）

(1) 死亡届（特定口座開設者死亡届出書・非課税口座開設者死亡届出書・非課税貯蓄・特別非課税貯蓄者死亡届出書）

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

私は本書類により、下記の被相続人の死亡を届出ます。併せて死亡の事実を証明する書類を提出し、下記に記載の契約を締結していた場合、解除することを届出ます。

		ご記入日	XXXX年 XX月 XX日	
被相続人（お亡くなりになられた方）のご住所・ご氏名・生年月日等をご記入ください。				
ご住所	(〒 XXXX - XXXX) (死亡時における当社お届け住所) 東京都千代田区丸の内 ○—△—□			
フリガナ	○○ タロウ	生年月日	XXXX年 XX月 XX日	
ご氏名	○○ 太郎	ご逝去の日	XXXX年 XX月 XX日	
お届け者（相続人）のご住所・ご氏名をご記入いただき、押印ください。				
ご住所	(〒 XXXX - XXXX) (TEL XXXX - XXXX - XXXX) 東京都千代田区丸の内 ○—△—□			印鑑証明印 
フリガナ	○○ サブロウ			
ご氏名	○○ 三郎			
押印欄の注意事項	当社に口座をお持ちの場合は、お届け印で結構です。 残高証明書をご希望されない場合は、任意の印鑑で結構です。			
ご提出いただく書類				
・死亡を証明する書類（戸籍謄本・除籍謄本・住民票除票）、および印鑑証明書				

被相続人が下記事項を契約されていた場合、解除いたします。

特定口座	租税特別措置法第37条の11の3第1項又は第2項の規定の適用を受けている特定口座開設者が死亡しましたので、租税特別措置法施行令第25条10の8の規定により、この旨届出ます。
非課税口座 (NISA)	租税特別措置法第9条の8及び同法第37条の14第1項から第4項までの規定の適用を受けている非課税口座開設者が死亡しましたので、租税特別措置法施行令第25条13の5の規定により、この旨届出ます。
非課税貯蓄	上記の適用を受ける者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第1項の規定によりこの旨届出ます。
特別非課税貯蓄	上記の適用を受ける者が死亡しましたので、租税特別措置法施行令第2条の4第3項において準用する所得税法施行令第46条第1項の規定により、この旨届出ます。

裏面もございますので、ご記入をお願いいたします

【社用欄】

お取引店	お客さまの口座番号		担当者	租税特別措置法37条の11の3第1項又は2項の規定の適用を受けている勘定			
				特定保管勘定・特定信用取引勘定			
被相続人が特定口座・非課税口座を開設していた営業所				被相続人の非課税口座に設けられていた非課税管理勘定にかかる非課税口座の勘定設定期間の区分			
部店名所在地				■平成26年～平成29年 ■平成30年～平成35年			
ビジネス会社使用欄				営業店使用欄			
		特定口座廃止		NISA廃止			
検印	受入日	再鑑	登録日	登録	再鑑	登録日	登録
	/ /		/ /			/ /	
				営業所等の受理日付印		管理検印	